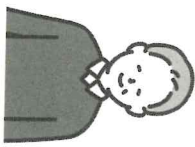


# 1 術後の感染症等の発症により利用者が死亡したことについて施設の責任が否定された事案

東京地判台3・3・4平30(ワ)30941号



#介護事故 #感染症  
#予見義務 #回避義務

## 事案の概要

本事案は、被告Y1が運営する病院（以下「被告病院」といいます）で、右大腿骨頸部骨折に対する人工骨頭置換術を受け、退院後そのまま被告Y2が運営する介護老人保健施設（以下「被告施設」といいます）に入所し、その後、状態が悪化したため他の病院に入院するも、上記施設後の感染症（手術部位における人工関節の創部感染）による敗血症を原因とする多臓器不全で死亡したことについて、亡Cの相続人である原告らが、被告Y1および被告Y2に対し、債務不履行または不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償を請求した事案です。

裁判所は、被告Y1および被告Y2の債務不履行および不法行為のいずれも認めず、原告らの請求を棄却しました。

## 1 本事案の内容

### (1) 本事案の時系列

本事案では、原告らから、被告Y1と被告Y2の行為それぞれについて債務不履行または不法行為（使用者責任）の主張がされていることから、まずは簡単に本事案の時系列を紹介します。

1月29日	Cが自宅の駐車場で転倒して被告病院に救急搬送。右大腿骨頸部骨折により入院。
2月6日	被告病院で手術。
3月1日	被告病院を退院し、被告施設に入所。発熱。
3月13日	Cが肺炎のため状態低下。
3月14日	採血検査。
3月15日	採血の結果CRP値、白血球値ともに異常な数値。
3月18日	被告施設から他の医療機関に搬送、入院。敗血症の診断。
4月12日	多臓器不全により死亡。

### (2) 原告らが主張する被告Y1および被告Y2の責任

原告らは被告Y1に対し、被告病院は、術後未だ30日も経っていないにもかかわらず、原告らの退院時（3月1日）に、術後の炎症反応について、亡Cとその親族に説明をして、炎症反応が出たらすぐに被告病院に連絡するように指導し、かつ退院後の入所先である被告施設にその旨申し送りをする義務があったにもかかわらずこれを怠ったこと、被告Y2に対しては、被告施設は、入所から約2週間が経った時点（3月15日）における亡Cの状態悪化に鑑みて、人工骨頭置換術後の感染症およびこれによる敗血症を疑い、人工骨頭置換術を実施した被告病院に亡Cを救急搬送すべき義務があったにもかかわらずこれを怠ったことにより、亡Cは敗血症を原因とする多臓器不全から脱せず死亡したと主張していました。結論としては、そのいずれも義務違反はなかったと判断されました。以下では被告施設に関する裁判所の判断を確認してみましよう。

## 2 裁判所の判断（被告施設の過失の有無）

原告らが主張する被告施設の過失の内容は、分解すると、

- ① 3月15日の時点で本件施術後の感染症およびこれによる敗血症を疑うべきであったこと（予見義務違反）
- ② その上で、亡Ｃを被告病院に緊急搬送すべきだったこと（回避義務違反）

の2つです。

これは、過失の内容として分解すると、「本件施術後の感染症およびこれによる敗血症を疑う」という予見可能性の問題と、「亡Ｃを被告病院に緊急搬送する」という結果回避可能性の問題と捉えることができます。

原告らは、亡Ｃが被告施設入所以降発熱が続いており、3月15日には採血結果でCRP値、白血球数も異常であったこと、実際に被告施設が抗菌薬治療を行っていたこと、医師の意見書で被告施設が敗血症の可能性も考慮すべきであった旨述べていることなどから、3月15日の時点で本件施術後の感染症およびこれによる敗血症を疑うべきだったのにそれを怠り、さらに亡Ｃを被告病院に緊急搬送すべきだったのにこれを怠ったと主張していました。

しかしながら、裁判所は、①予見義務違反および②回避義務違反のいずれについても否定しました。

まず、①については、亡Ｃが3月15日までの間に、本人の主訴としても、外部的徴表としても、手術部位の感染を疑わせる事情がなかったこと、そもそも亡Ｃは高齢で虚弱であったことから、手術部位感染以外の症状が生じる可能性があったこと、実際に他の医療機関でも、一見して敗血症と判断したわけではなく検査の結果判明したものであったことなどから、少なくとも3月15日の時点で敗血症を疑うべきであったとは認められないと判断しました。つまり、①予見義務違反が否定されたのです。

これにより、3月15日の時点で敗血症を理由とした緊急搬送をすべき義務がそもそもないことになるものの、裁判所は、さらに②についても、被告病院に

緊急搬送しなくても、適切に診療情報を提供すれば本件施術の創部感染の可能性を念頭に置いて治療を進めることはできるし、原告らが付き添い疲れから被告病院以外の入院先を強く希望していたという事情も踏まえれば、被告病院に特定して亡Ｃを搬送すべき義務も認められなかったとしました。つまり、②回避義務違反も否定されたのです。

以上により、被告Y2には義務違反はなく、原告らからの損害賠償請求は棄却されました。

## 3 実務上のポイント

介護施設の入居者は、本事案の亡Ｃのように、手術を受けた後であったり既往症があったり、その他健康面などに様々な問題を抱えているのが通常です。

そのため、介護施設の職員としては、容体が悪化した入居者に対して、①どのような疾病を疑い（予見）、②どのようなタイミンングでどのような措置をとるか（回避措置）、頭を悩ませていると思います。そして、日々のサーベイス提供の中で、少しでも容体が悪化すればとりあえず病院に搬送すればいい、ということではないはずです。本判決が示した、①予見義務と②回避義務という視点から、何をすべきなのかを整理して考えることができます。

介護施設に入所中の入居者が亡くなった場合、ご遺族からの損害賠償請求を受けることは、ある程度は避けられない部分もあります。

もともと、本事案からもわかるように、介護施設として何か特別なことをする必要はなく、あくまで常軌的な範囲で、その時の入居者の状況をその時に認識できる事情から判断して対応をしていけば、原則として責任を負うことはありません。介護施設としてはもちろん注意を怠ってはいけません。過剰に反応することなく、日々の業務に臨むようにしましょう。また、その際、①予見義務と②回避義務という判断基準は、問題点を分析するツールとして役に立つ場合がありますので、活用してください。